新型コロナウイルス感染対策マニュアルの市町村対応のポイント〔令和３年５月版〕

令和３年７月１日

茨城県　保健福祉部　障害福祉課

障害福祉課>新型コロナウイルスへの対応について＞新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）の策定

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/jiritsu.html

新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）の策定

1．目　的

◆入所施設では，感染が発生すると急速に拡大する恐れがあるため，外部からのウイルス侵入を防ぎ感染経路を遮断することが重要
◆このため，事前の対策と感染発生時の具体的対応を明確にし，感染発生時に迅速かつ適切に対応できる方策を明示

2．基本方針

◆**「持ち込まない」，「拡げない」対策**の徹底

3．事前準備

◆防護具等の確保及び感染防止トレーニング，ゾーニングシミュレーションの実施

4．持ち込まない対策

◆職員
　・健康観察
　（発熱・咳等の状況確認）
　・行動履歴の確認
◆清掃業者等
　・職員と同様の健康観察
◆面会の制限

5．拡げない対策

[感染疑い者発生時の対応]
◆感染疑い者の処遇
　・職員は自宅待機
　・利用者は原則個室隔離
　➡**すぐに<u>相談・受診</u>**
◆接触者リストの作成
◆消毒等の実施

6．拡げない対策

[感染者発生時の対応]
◆感染管理:施設内ゾーニングの実施
◆健康管理:協力医療機関（嘱託医）による指導
　・感染者　　症状観察（１日４回）
　・非感染者　　通常介護（健康状態に留意）
◆人員体制の確保:職員が不足する場合は県社会福祉協議会に派遣調整依頼

7．研修会等の開催

◆感染対策の専門家による講義や施設内ゾーニングのシミュレーション，防護具等の着脱訓練等の実施，及び研修会の動画配信
◆保健所圏域ごとの研修会開催

8．シミュレーション等の実施状況の報告，現地確認・指導

◆マニュアルに基づくシミュレーション，職員トレーニング・研修の実施状況の報告・自己点検の実施
　・行動履歴・健康確認，協力医療機関等との連繋，物資の確保
　・施設のマニュアルの改訂，感染症予防対策委員会等による感染者発生時の対応等の実施，防護具着脱の実践訓練
◆施設の実施状況の現地確認・指導

9．クラスター発生事案の検証、マニュアルへの反映

◆クラスター発生施設の原因調査、検証の実施、改善策のマニュアルへの反映
　・基本的な感染対策の再徹底、職員不足が生じたときのシミュレーション実施、応援職員体制の確保
　・ＰＣＲ検査等活用、事業所間の情報共有、保健所等への提出リストの様式化

事業所等間の情報提供（共有）

1　感染疑い時の関係機関への連絡

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、施設等から関係機関へ速やかに連絡する。

①　協力医療機関（嘱託医）へ連絡

②　保健所へ連絡

③　県長寿福祉推進課又は障害福祉課へ連絡

④　施設の所在市町村担当課へ連絡

2　施設内発生時の運営体制整備等（利用者・職員が陽性判明後）

利用者又は職員に陽性が判明した場合は、施設等から関係機関へ速やかに連絡する。

①　協力医療機関（嘱託医）へ連絡

②　保健所へ連絡、利用者・職員リストの送付

③　県長寿福祉推進課又は障害福祉課へ連絡、利用者・職員リストの送付

④　施設の所在市町村担当課及び陽性が判明した利用者の支給決定市町村へ連絡

⑤　利用者が利用する他の事業所や居宅介護支援事業所・相談支援事業所、就労先、学校に連絡

事業所等間の情報提供（共有）

コロナウイルス感染症が発生した場合の情報提供について

①事業所Aは利用者の併用事業所の利用者・職員リスト（別紙6）を整備、陽性者が発生した時に利用者・職員リストを保健所・県長寿福祉推進課又は県障害福祉課に連絡・送付し、併せて、併用事業所（B・C）・居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）又は相談支援事業所へ連絡。
②保健所は陽性者が発生した事業所等から聞き取りし、リストを作成。事業所等の同意を得たうえで、併用事業所Bへ連絡。
③居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）又は相談支援事業所は、利用計画作成者の併用事業所リストを整備し、感染が発生した事業所の利用者が併用する事業所へ連絡。

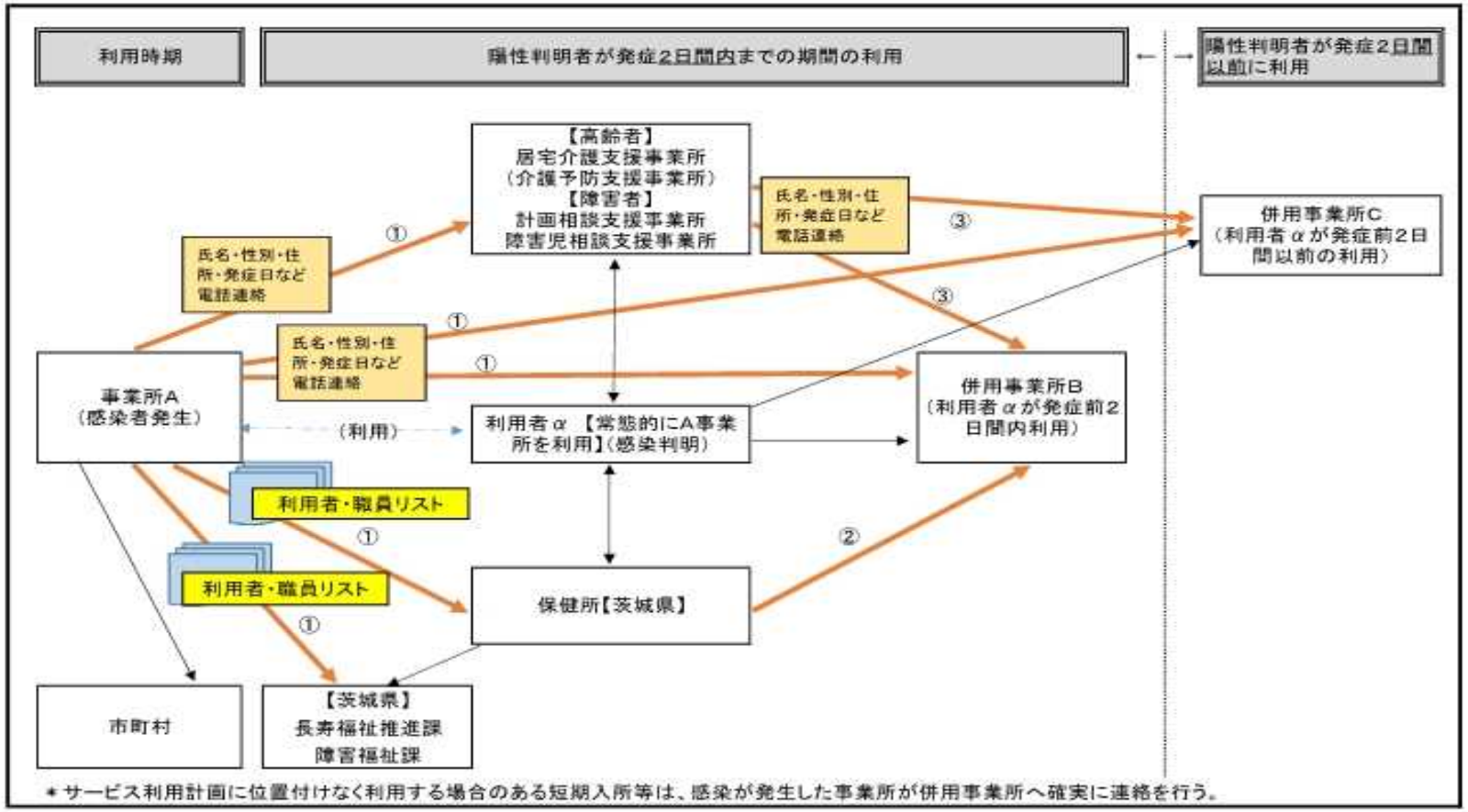

＊サービス利用計画に位置付けなく利用する場合のある短期入所等は、感染が発生した事業所が併用事業所へ確実に連絡を行う。